

平成 24 年度大磯町教育委員会第 4 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 7 月 18 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
青 山 啓 子 委員
大 橋 伸 明 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
大 隅 則 久 学校教育課長
鈴 木 義 邦 学校教育課副課長
増 尾 克 治 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 1 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 14 号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第 15 号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
8. 協議事項
協議事項第 1 号 大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について
協議事項第 2 号 大磯町立小学校等の給食食材の放射生物質濃度の測定について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 夏季企画展「東海道大磯宿 ― 小島本陣資料を読み解く ―」
の開催について
10. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、6月定例会が開催後の平成24年6月21日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。6月24日、海の教室を照ヶ崎海岸で実施し、アオバト観察を行いました。当日は、37名の参加者がありました。6月26日、青少年指導員研修会を県立青少年センターの職員を講師に迎え開催いたしました。青少年指導員11名が出席しました。6月30日、国府小学校プール竣工式を開催しました。当日は、東海大学水泳部の模範演技も行われ、盛大に実施することができました。また、竣工式終了後は、プールのプレ開放が行われ、子ども146人、大人29人、合計で175人の利用があり大変盛況でありました。教育委員の皆様には、当日お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。7月4日、国府中学校、7月16日、国府小学校において防災ミーティングが開催され、8月26日の防災訓練に係る打合せを行いました。今後22日、29日に残りの施設について開催する予定です。7月11日、町長と教育委員との話し合いを実施しました。同じく7月11日、文化祭運営委員会を開催し、今年度の文化祭については、10月20日、21日の2日間開催で、会場は、生涯学習館ほか4会場で開催することとなりました。その他、別添資料のとおり各種団体による会議等が開かれ担当職員等が出席いたしました。また各種講座等が開催されております。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第14号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

議案第15号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) 『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』補足説明をさせていただきます。説明資料1ページをご覧ください。平成25年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、教育長の提案理由にもございましたとおり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)、第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、小学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。説明資料2ページ下段、最後の方に第14条を載せてございます。

なお、「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。小学校用教科用図書は、22年度に、採択替えをしましたので、23年度から26年度までは同一の教科書を採択していただきたくお願いいたします。ただし、不測の事態、例えば、採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限りまして採択替えをすることとなります。なお、現時点では不測の事態は報告されておられません。

続いて『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』補足説明をさせていただきます。説明資料1ページをご覧ください。平成25年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、教育長の提案理由にもございましたとおり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）、第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、中学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。説明資料2ページ下段、最後の方に第14条を載せてございます。

なお、「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。中学校用教科用図書は、23年度に、採択替えをしましたので、24年度から27年度までは同一の教科書を採択していただきたくお願いいたします。

ただし、不測の事態、例えば、採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限りまして採択替えをすることとなります。なお、現時点では不測の事態は報告されておられません。

以上でございます。

質疑応答)

委員長) ただいま、事務局から説明がありましたように、小学校の教科用図書については一昨年度採択替えを行いました。また、中学校の教科用図書については、昨年度採択替えを行いましたので、特に問題はないかと思えますけれども、何かご質問があればお願いします。

曾根田委員) 2点質問があります。現在、採択されている教科書の発行元の変動はないんですね。

学校教育課副課長) はい。

曾根田委員) 今使っているものに対して、実際使っている先生方からの意見などはありますか。

学校教育課副課長) 会社が変わったというところにつきましては、当初は戸惑い等もあったようですが、かなり工夫して作られているということで、先生たちもそれに対応して使っていて、今は非常にスムーズにいつているという状況でございます。

委員長) それは小学校、中学校ともですか。

学校教育課副課長) そうです。小学校は昨年度も聞いていたのですが、中学校は今年度聞いておりまして、最初は戸惑いみたいなものが正直あったようなのですが、今は普通に使われているという報告でございます。

曾根田委員) 2点目、いいですか。この第13条第4項の規定に基づき、中地区なので大磯、二宮で1教材ですけれども、二宮教育委員会の方はどういう動きですか。確認されていますか。

学校教育課副課長) 同じ様に採択をするということで、毎年度同じ状況だと思います。

曾根田委員) この7月にかけるのですか。

学校教育課副課長) いつかけるかという期間については聞いておりません。

曾根田委員) もし向こうで変なことになったら困るのではないか。中地区で選ぶんだから、二宮がどういう動きになっているか、その辺は確認した上でかけないと、仮に我々がこれで走って、二宮で違う採択だったら大変なことにならないですか。

学校教育課副課長) わかりました。確認したいと思います。

委員長) 教科書会社がなくなったとか、そういうことはないということだったのですが、使用する中で、不都合があるからどうしてもとか、そういった理由で変えることができるのか。変えるのであれば、また協議会を開くのかどうかということもあります。

学校教育課長) 先日、課長会議がありまして、二宮の課長とも先週お会いしている中では、今回の採択についての話というのは、直接はしなかったのですが、問題がある、課題があるものについては、大概意見交換をしていますので、その中で採択について問題があると言うような話は出てきておりません。

曾根田委員) 出てきていないのはいいのだけど、もし向こうが7月の定例会で違うのを仮に選んだとしたら、どうするつもりなのですか。これは事前に調整をして確認した上で出してくれませんか。

学校教育課長) 確認できていないところがありますので、終わってから確認します。今後注意したいと思います。

委員長) 毎年採択をするということなので、また来年もこの時期に同じような形の会議がありますので、そのときには確認をした上で出していただきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

大橋委員) 質問ですけど、教科書は我々採択するときは相当気を使って、全社を隅から隅まで読んで決めているわけですけど、なぜ小学校と中学校を、次は26年度、27年度って毎年続けて決めるのか。2年ぐらい間があって、それからまた2年後に中学校とか、そのまた2年後に小学校とか、何で1年ごとにすぐ決めなきゃいけないのかということをお聞きしたいのですけど。

学校教育課副課長) 学習指導要領の関係なども順番に1年ずらしているというところがあります。実際の本当の理由というのはわからないのですけれども、小学校と中学校と1年ごとに一緒に採択の年になりますと、手続上大変なので、1年ずらしてやって、それが何で2年ずれないのかというのは、はっきりしませんけれども、学習指導要領の全面改定の時期が、小学校、中学校とずれてきますので、そういうふうな中で決めているのではないかと思います。調べておきたいと思います。

委員長) よろしいでしょうか。国の方針もあるのでしようけれども、6年生が次の年に中1になるので、6年の子が新指導要領に基づいた新しい教科書を使って、それがその次の年に中1になったときに、中学校で新しい指導要領に基づいた教科書を使うということで、ほかの学年は多少、一気に変わってしまうという

感じがあるかもしれないけど、その部分は、6年から中1は割合スムーズにいくのかな、なんて勝手に思っています。

青山委員) 今のお話の中で、教科書が新しく変わった場合に、先生方に戸惑いがあるというお話がありました。今年、新しく採択する年ではないのですけれども、教科書が変わったときに、先生たちは新しい教科書に対して準備が十分できない状況があるということなのでしょうか。

学校教育課副課長) そういう意味ではなくて、変わったということでの、今までのスタイルとはまた、指導要領が変わっているというところが一番大きいかと思えます。それによって教科書が変わっていますので、その指導要領が変わっている部分につきましては、もう何年も前から研修や自己研修でフォローしていますので、直接その教科書の中身ということで、教科書が変わったというそれだけの、要するに中身の戸惑いというのではなくて、こうなったんだなという表面上の戸惑いといいますか、それはあったのですけれどもという意味で、準備期間については、指導要領の内容については事前から学習しておりますので、そういう意味での戸惑いというのではないと思えます。

青山委員) 実際教える部分では、問題は一切ないんですか。

学校教育課副課長) 直接、最初に見たときの感想というんですかね、そういう意味での戸惑いということですので、中身については、もちろん教材研究をやった上で授業を進めていきますので、そういう意味での心配はないと思っております。

委員長) 実際は移行措置の期間が何年間か、数年ありますので、その期間でその準備をしておかなければいけない問題だと思うのです。だから、今、副課長が言われたように、教科書を開けてみた段階での、去年のものと全然違ふとか、印刷が違ふとかということの戸惑いだと思うので、それは戸惑いに入るのかどうか。もう少し中身を見てもらえば、そんなに戸惑わないのではないかなと思えます。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

委員長) それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第12号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第14号 大磯町立小学校で使用する教科用図書採択について、議案第15号 大磯町立中学校で使用する教科用図書採択については原案どおり承認をいたします。

協議事項第1号 大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について

学校教育課長) 大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について、今後設置要綱を制定するにあたり、協議をお願いするものです。資料をお開きください。まず1ですが、設置趣旨につきましては、「大磯町立中学校における中学校給食の必要性や実施に向けての課題等を調査し、食育の推進を含めた中学校給食のあり方を検討するため、大磯町立中学校給食に関する懇話会の組織及び運営について、必要な事項を定める。」としたいと考えております。次に2ですが、懇話会の所掌につきましては、「中学校給食に関すること」「その他中学校給食に必要な事項に関すること」としたいと考えております。次に3ですが、懇話

会の定員、選出団体等につきましては、現在の事務局（案）としては、大磯町立学校に在学している児童・生徒の保護者をPTAからの推薦で8人、4校×2人、小学校長2人、中学校長2人、小学校の栄養教諭等2人、公募委員5人以内を考えており、教育委員さんは委員には含めず、必要に応じオブザーバーのような立場がよいのではと考えております。合計すると20人以内という定員になると考えております。この点につきましては、特にこの協議の場でご意見をいただきたく考えております。次に4ですが、委員の任期につきましては、「所掌事務が終了するまで」としたいと考えております。次に5ですが、会長及び副会長の選出方法、役割につきましては、「会長は委員の互選とする。副会長は会長の指名とする。」としたいと考えております。次に6ですが、懇話会の招集方法につきましては、「会長が招集し、会議を主宰する。」としたいと考えております。次に7ですが、意見等の聴取につきましては、「懇話会委員以外の者からの説明又は意見の聴取について規定する。」としたいと考えております。次に8ですが、懇話会の庶務につきましては、「学校教育課において処理する。」としたいと考えております。最後に9として、委任の規定となります。次に中学校給食検討スケジュール（案）について説明いたします。中学校給食の方向性を決定するイメージとしては、まず懇話会を設置し、中学校給食の必要性や課題等を議論していきます。その過程において、具体的な意見を聴取する手段として、保護者・児童・生徒に対してアンケートを実施したいと考えております。その後アンケートの結果等を踏まえ、再度保護者からも中学校給食に対する意見を聞き、懇話会としても議論を深めたいと考えております。なお、懇話会で中学校給食を実施する方向性を出すものではありません。懇話会等で議論を深めたこれらの様々な意見を参考に、教育委員会において今後の小学校給食のあり方、給食施設の老朽化等を含めて、中学校給食の方向性を決定していきたいと考えております。スケジュール（案）をご覧ください。教育委員会としては、6月に勉強会、本日7月に協議となっております。7月末発行の広報8月号において、懇話会委員の公募を行います。8月末に5名以内の公募委員を決定し、9月に懇話会を設置したいと考えております。懇話会は4回程度の開催と考えており、アンケートの内容、アンケート結果について議論してまいりたいと考えております。2月頃保護者の意見聴取を行い。それらの意見を踏まえ3月に教育委員会として方向性を決定してまいりたいと考えております。

（質疑応答）

委員長） 確認で、この懇話会は今のお話の中で、方向性を示すものではなく意見を聞くものだという話があったので、方向性については教育委員会の定例会で決める。そのためのいろいろな意見を集めるのがこの懇話会を通してということになると、そういう理解でよろしいですか。

学校教育課長） はい。現在事務局では、委員長が言われたような形で考えております。こちらにつきましても、ご意見があれば伺いたいと思っておりますが、あくまでも懇話会というのは、方向性を出すものではなくて、さまざまな意見を集約した後、中学校給食についての議論を、保護者や町民の中で深めていただくような場にしていこうというように考えております。

委員長) それでは、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

青山委員) 表の中のアンケートのところの説明で、アンケートの対象は、保護者、児童生徒というお話だったかと思うのですが、先生たちに対してはアンケートはしないということでしょうか。この懇話会の中で校長先生等が出席されますので、その辺から先生の意見を集約するということになるのかどうかをお伺いします。

学校教育課長) 先生につきましては、今回の案の中では、アンケートを特に先生から行うというような想定はしていませんでした。必要であれば、やっていこうと思いますが、先ほど言いました懇話会の中に校長先生が4名、あと栄養教諭も中に入っておりますので、意見等は集約できるのではないかと考えております。

委員長) 教員については、代表が入っているのでそこから意見を聞くというお話です。

曾根田委員) 前回、事前に情報をいただいて資料の説明があったのですが、検討委員会から懇話会に変えた理由は何かありますか。

学校教育課長) 前回の検討会で、どういう形でやっていくかという議論の中で、最終的には教育委員会の中で決めていくというようなお話もさせていただいたかと思えます。その後、政策課などの担当とも協議した中で、検討会というより懇話会、みんなでそういう意見を聞くような場にして、議論を深めるような場にしたい方がいいのではないかとということで、教育委員会の中で検討させていただきました。検討委員会という名前ですと、検討して方向性をつけていってしまうようなイメージもあるのではないかと話がありましたので、一応、懇話会ということで、さまざまな意見を聞いて、みんなで議論を深めていこうというような会にしようとのことで、懇話会という名称に変更しました。

曾根田委員) これについては別に異論はないんです。多分そうだろうなと思いました。例えば設置について前回の資料でいくと、中学校給食について検討するという。僕は質問したのですが、実施に向けてではないですよね。そうではなくて、あくまでも中学校給食について調査研究するというイメージの話なので。この趣旨を見ると、「実施に向けての課題」なので、この表現からすると、一歩踏み込んで、やる気があるのかなと僕は思ったのですが。今言った懇話会の説明の中と、「実施に向けての」という、前と文章を変えているので、違和感がありました。中身についてはむしろ実施に向けてということなので、一歩踏み込んでいるかと思ったのですが、そうではないのですか。

学校教育課長) 表現の方法についてはいろいろあるかと思えます。今、曾根田委員から言われた部分、そう取られてしまう部分もあるかと思えますが、1点目としては、趣旨のところにも書いてあるように、中学校給食の必要性というところがあります。そういうところで、まずは実施ありきという話では考えておりません。そういう面でいうと、これは部長からも後で言われたのですが、「必要性や課題等」というような形にした方がいいのではないかとご意見もありましたので、「実施に向けて」という表現については、最初の私の考えとしては、実施ありきという形では作っておりませんでした。一歩踏み込むと言う点では、修正する必要があるというように考えております。

曾根田委員) 反論。僕はむしろこの方がいいと思います。この前、町長との意見交換もありましたが、町長が公約でやるという話をされた。僕は、事務局として、本当に腰を上げて前向きに取り組んでいる姿勢があらわれているのだと思っ

たのですが、そうではないのですか。

学校教育課長) 当然、中学校給食の関係は、指示も受けているところもあります。最初のイメージとしては、まずは、やはり今の保護者の皆さんや、お子さん、児童生徒の方が本当に必要なのかどうかと言うところも含めて議論が必要と考えております。このことは町長からも言われております。そのようなことから、必要性があるということにしたのであって、その後、実施に向けた課題を議論し、整理していくような形を考えました。最初のスタートという面では、必要性について議論する必要があると考えております。

曾根田委員) 要するに事務局として腹をどう据えてかかるかという話なのです。委員とかのアンケートを踏まえて、対岸の火事じゃないけど、向こうでワッとやっていた中で見ていて、向こうがこんな方向に持っていったな、はい、そうしましょうというのか。いや、そうじゃなくて、本当に、とりあえずやる方向で腹を据えて、まずやってみようかというような方向のベースロードをつくっていこうというふうにしていかないと、全く懇話会を設けた意味がないと思います。もう最初から、言葉は悪いけど、やらないという方向で引っ張ってきてスタートしようかとか、両方あると思うのです。意地悪な質問ですが、事務局として、本当にどう腹をもってやるか決めていきますかという話です。

学校教育課長) 昨年から私どもも先進地の見学などをやっております。そういう中で、先日の勉強会でも資料等をお示ししましたが、完全給食になりますと、金額的なものかなり大きくなるということもありますが、中学校給食の必要性ということであれば、事務局がいま何らかの手段をとらなければいけないのではないかとこのことを事務局の中では話をしているといった状況でございます。

教育部長) 補足ですが「実施へ向けた課題」ということで、確かにこの文で見ると前向きで、実施の方向の課題整理にとれると思いますが、ただ、実施といってもいろいろなタイプがあると思います。先ほど課長が言いましたセンター方式にするのか、あるいは自校方式にするのか、デリバリーや、注文方式など。その4つはすべて実施ということに入るとは思いますが、アンケートの結果によってはいろいろな意見が出てきますので、アンケートも整理した中で、懇話会として、これなら実施できるのではないか、これはお金かかるから無理ではないか。と言う、そういう議論の場にしたいのです。最終的には、教育委員会でその懇話会の意見を聞いた中で最終的に決めるという形で、事務局が一步進んで実施するというようなことは、今の段階では考えていませんが、あくまでも懇話会の意見というか、アンケートを含めた中で、懇話会で皆さんの意見を聞いて、実施方向等、議論をする懇話会にしたいと考えております。

曾根田委員) 目的意識は持ってやって欲しいということだけ僕は申し上げます。その話から、町のトップとしての日ごろ指導があると思うのですが、その辺のトップの意思を確認した上での文章になるということでもいいですか。

学校教育課長) 当初は検討会という名前を使っていて、委員の皆様にも当初提示したものでは、メンバー的に人数を抑えた中で実施するつもりでいましたが、町長と話す機会があり、その中で広く意見をとるということで、公募委員の人数を増やしたらどうかと言われました。最初2名程度で考えていたのですが、人数を増やして、いろいろな議論をしてもらったらどうかというアドバイスをいただいております。そのようなことから、人数も最初の人より増えて、20名以内

ということとし、PTAの保護者から8名、公募委員も5名以内としております。町長からはいろいろな意見を聞けるような体制に、組織にしてくれということでは言われました。

曾根田委員) 組織についてですが、設置や趣旨についてはそういうことなので、事務局としてはきちっとリードするようにしてもらいたい。それから、20人とあるのですが、僕は率直に言って、多いかなという気がします。構成メンバーもお聞きしたのですが、他の市町村のメンバー数を見ると、近隣の市町村だけではなくて、全国、北海道から九州の色々な市町村について調べてみたのですが、大体12~13名ですね。多くても15名。意見が散出しかねないかなと心配しています。公募委員5名は多い、他の市町村も2名程度でした。町のトップからの話もあって変えたという話ですけど、僕はこの人数はよくないと率直に思います。1番の児童生徒の保護者の人数も少し多いと思います。前回、教育委員が入ったほうがいいかなという話もしましたが、入ることの是非を迷いました。なぜかという、教育委員として出て、重みというのが結構あると思うので、そこでそれをリードするというのはあるかもしれないですけど、そこは少し迷っています。例えば伊勢原市は、教育委員会として事務局の人が入っています。ここにも庶務をやるメンバーとして入っているので、それはいいと思うので、あえて委員に入れる必要はないと思うのですが、もう少し検討してもいいかなと僕は思っています。

委員長) 設置の趣旨の1番のところ、設置についてのところで、課長の説明が終わった後、私の方で確認をしたのだけでも、それは今、曾根田委員が言われたような内容なのです。だから、ここの趣旨のところに書いてあることと、課長が言われたことと、少し整合性がないのかなと思いました。それで方向性を示すものではないと、意見を聞くものだ、教育委員会の定例会で方向性を見出すということでもいいですねと確認したら、「いいです」と言うから、そうすると今度は整合性がとれてないということで、そのところを確認させていただいたかったのだけれども、曾根田委員が言うように、給食をそもそもやらないということであれば、「実施に向けて」というふうなことも何も要らないのではないかと受けてめられてしまうのではないかと思うのですよ。だから、実施を探ってみるといふことであれば、私もそこは入れておいたほうがいいのかなと。実施に向けていろいろ検討したのだけれども、こんな課題をクリアしないと難しいですよということになれば、それはそれでいいと思うし、最優先だからやりますという大英断があれば実施できるでしょうしね。それから、組織について先ほどの曾根田委員と同じ考えで、私ももう一度よく考えると、教育委員がここに入るのはどうかと思いました。どういう立場で入るのか、もし私がここに入った時にここで私が言った事と、いわゆる定例会で協議された中での意見とが違って来た場合、教育委員が入っていて意味がないのではないかと。ただ、教育委員ではなくて個人の立場で参加する分にはいいと思います。オブザーバーという話が冒頭ありましたが、事務局を行かせているわけだし、場合によっては教育長も、メンバーではないにしても、その場に出るということも可能なわけです。教育委員はここにはいない方がいいのかなという感じがいたしました。今、1番から3番まで来ましたが、そこまでの間でほかの委員から。どうぞ。

大橋委員) 組織についてですが、検討委員会でなければ教育委員も入る必要がないのかなと思いつつも、ここを出した言葉を逐一完全に報告してくれればいいのですが、少しでも曲げられると、やっぱりここでは誰か1名、話に混ざらないまでも聞いている立場で出るならいいのかなと。まず、アンケートをやるにしても、本当に実施に向けて進んでいくのか、進まないのか、その時点でもうアンケートの内容も変わってきてしまうので、話を聞く程度から始めるというのも、少し無責任じゃないかなと思います。大体、「やりたいと思うのですが」と言う話で、では、それに向けての学校サイドの時間配分の問題や、PTAの人たちが出れば、親の立場から弁当を作るのがどうであるなど、そういうことを聞いた上で次に定例会にかけて、方向性を探るとなると、時間ばかり掛かってしまう。どれぐらいのスパンで、2年なら2年のうちとか3年と決めない限り、延々何年でも延ばせるような感じがしますが、どうでしょう。

学校教育課長) 委員の人数ですが、当初の考え方から言うと10名程度で話をしております。PTAから推薦で各学校から2名ずつとしたのは、1人ずつ出るより2名の方がいろいろと意見が出るのではないかと考えて8名にしました。人数については、もう少し絞り込みをかけてみます。公募委員についても、町長から人数をなるべく増やすようにということで言われた手前もあります。それと、近隣の状況を考慮すると、保護者からの教育委員会への意見では、6~7割方は給食を何らか実施して欲しいと言う様な傾向があるのではないかと捉えています。そのような前提の中で実施に向けての課題というところを整理していかなければいけない。そして、当初の考えから言うと、中学校給食の実施を最初から打ち出してやっていくというのも当然考えたところなのですが、「まず中学校給食の実施から意見を聞いていく」と言うお話を町長の方から伺った中で、このような言い回しになってしまったというところがあります。今までの流れから、ある程度やっていくことに対しての課題を出していこうという認識で最初進んでいたところはあります。

教育部長) 確かにこのような検討会とか懇話会というのは、もう町の方針が決まって、例えばセンター方式でやりますので、その辺について意見をくださいと言うパターンが殆どです。ただ、町長から確かに中学の完全給食の検討はという公約も出ています。それについて検討しなさい、さまざまな意見を聞きなさいということで指示は頂いています。ただ、担保がない。例えばセンター方式でやるといっても、一応ここに建てて費用がこのぐらいかかりますよという、そういう担保が全然とれていないので、確かに私が先ほども言いました、幾つかの方法があります。それは当然、事務局の案として、これは前回教育委員さんに提示した、例えばセンター方式ではこんな形で、デメリットはこうで、費用はこうかかる。弁当方式はこうなるなど。「事務局としてこういう方法がありますが、どうですか」という意見をもらう形をとるのです。実施に向けて、事務局もその辺担保がありませんので、出せない部分もございます。確かにセンター方式で、懇話会でもそういう話が出て、これでいこうと教育委員会でそう決まったとします。それでいつできるかの担保もとれませんので、今度は、町側の話になってしまいますから、場所とか、あるいは費用とかの問題になりますので、結論を持っていくのも意外に難しいと思います。話が戻ってしまいますが、構成的にも家庭での食育ということも前に町長からの指示があり、食育という

問題も意見を聞いて欲しいという話もしてございましたので、そういった意味で一般の町民の方にもいろんな意見を聞きたいということで、ある程度、人数的には20名と増やしたところでございます。その辺、実施に向けてというのは本当に難しいところで、何か事務局で、これでいこうという案があればそれで検討したいのですが、町側もそういった話はしてございませんので、いろんな意見を聞いて欲しいという話で来ていますので、中学校給食は必要かどうかも含めて、議論していくという話はしています。

曾根田委員) その事情もよくわかります。僕の言いたいこともあるし、皆さんの状況もよく理解した上で質問しているわけなので、そこは理解しました。公募委員は、どんなメンバーですか。

学校教育課長) 基本的には、募集の中では、20歳以上で、小論文を書いていただいて、選考委員会を開いて選考していくといった形で考えております。

曾根田委員) 本音は2名ぐらいでいいと思います。町長の意向と言っていますが、これは教育委員会の意向ではないのですか。僕は教育長の提案として考えていますが、何で町長が出てくるのですか。

教育部長) これについては、事務方として言うのはつらい部分もありますが、これは当然、もう去年からやっていくべきことだったと思います。当然、町長も公約で出しておりますので、教育委員さんにお叱りを受けるかもしれませんが、教育委員さんから、もっと言っていただければというふうに思います。私は途中から来てわかりませんが、中学校給食について検討すべきではないかというような話が出てきて、また、町長がかわったときに、公約の中で中学校給食が前面に出てきていますので、町長の意見も多少入った中で検討しなければいけないというようなことは思っていました。町長にはある程度の報告というか、意見も入れた中で、最終的には今日ここで決めたいということです。特に町長から言われたからということではございません。一応、町長の意見も入れた中の設置の協議になってございますので、教育委員さんの方から、そうじゃないとなれば、この協議で決まったことであるということで、ご理解いただきたいと思っております。

教育長) 部長が言ったとおりで、今の町長の意向のこともあるのですけれども、最終的にはここで教育委員の皆さんの決定で、やっていくということになると思います。その辺はご了解いただいて、人数も多いということであれば、どこを削っていかうかなど、検討して頂き、決定して頂ければと思います。

曾根田委員) 今、福島さんが言った言葉は、非常におかしいと思う。教育委員会がもっと言えばよかったという話がありましたが、もう約1年近く経ちますよね。去年の夏ごろ出てきて、こちらから出た案に対していろいろ意見を言って、そのまま上がって先月出てきたわけですよ。だから、教育委員がもっと言ってくればよかったって言うのは、それは少し違うのではないですか。事務局の怠慢じゃないですか。言葉、議事録残しておいて。それはおかしいと思うな。責任転嫁ですか。町長の意向と言うのだけど、私が言っているのは、教育委員会として教育長がいて、福島部長がいて、町長と意見交換をして、それを町長の意向を踏まえて教育委員会の教育長として提案しているのだから、その言い方はおかしいんじゃないですか。

教育部長) 確かに去年提示しまして、教育委員さんの意見を聞いた中で、それは、取

り下げたという失礼なのですが、一応保留になったということで、その辺1年間期間があった。それは大変私も申し訳なかったと思います。それは事務方に、遅いということで指導はしたところでございます。

私が教育委員さんから言えばよかったという話、それは言い過ぎたと思いますが、ただ、中学校給食というのはずっと前から課題だったと思います。例えば去年ではなくてそれ以前から。今、教育委員さんが悪かったと責めるわけではありません。事務方もまずかったと思います。これは去年に限らず、もっと以前から話し合いをすべきだったかなと、結果論なのですが、そういったこともあって言葉が出てしまいました。大変申し訳なかったと思います。もっと言いますと、私が教育委員会にいた時から、確かに中学校給食の話が5年も6年も前から出ていたと思います。町長の公約、そういうものを問わず、もっと前からこれは協議すべき事項だったとは思いますが。他の自治体もかなり前からやっていることですので、今回ここまでずるずる来てしまったのは、現在の教育委員にも大変ご迷惑をお掛けして、教育委員会としてはもっと早く出すべきだったと、大変申し訳なかったと思います。

曾根田委員) 去年は、1回出てきて、何回も途中で言っていますよ。どうなっていますかと言う話をしたら、他の市町村の情報収集をしていますという話で、続いていますという話だけで何回も終わっている。だから、今のそれ、私は納得できない。教育委員がどうのこうのという話については、福島さんも1月に来ていて半年経つわけだから、知らなかったというのは理解できない。もっと勉強してもらわなきゃいけない。別の質問にいきます。スケジュール的に見ると、仮にやる場合、実施は26年度を想定しているのですか。

学校教育課長) はい。実施する場合、実施方法や、状況によって実施時期というのはかなり変わってきてしまうのではないかと考えております。

曾根田委員) 仮にやるとした場合は、26年度からのイメージで考えているのですか。やらない場合もあるかもしれませんが。

学校教育課長) そうですね。24年度中にある程度方向性を出して、それから予算取りに入っていくと26年ですね。また、施設を建てるとなると、もっと後ろへ行ってしまうということが考えられます。

曾根田委員) このスケジュールでいろいろ丸印を打ってあって、委員会設置から公募から懇話会へ入って、アンケートをやっていくのだけれども、幾つも課題があり、この程度の回数でまとまりますか。保護者からの意見聴取があって、2月にやるのですが、これはさっき言った、アンケートや懇話会の意見を踏まえて、一定の方向を示すという話でいいのですか。

学校教育課長) 回数につきましては、このスケジュールでいくと、この程度しか今のところ考えられないのかなと思っております。確かに今、曾根田委員の言われるように、最初の準備段階が大変であると捉えております。また、保護者からの意見聴取についても、懇話会の議論でいろいろ深めていこうと。例えば、弁当を家から持ってくる方が、親子のつながりが出来るのではないかと。給食であれば、温かいものが食べさせられるなど、それぞれのメリットもありますので、弁当を家から持ってくる方がよいといったような意見も出てくると思います。いろいろな意見が出てきた中で、懇話会でそれぞれ議論して深めてもらおうと考えています。例えば7～8割はやってくださいという意見があり、逆の2

割ぐらいがやらなくてもいいという意見もあると思います。両方の意見を出していった中で、整理していくような形でイメージしています。これらの意見を教育委員会へ提示した中で、小学校給食のあり方や小学校給食の施設の老朽化などを含めて検討し、最終的に考えて頂いたらどうかと言うのが、現在事務局で考えているイメージです。

曾根田委員) それだったら、それを踏まえて、さらにもう1回か2回、懇話会の丸があってもいいのではないですか。だから結構大変だと思います。この短期間で本当に詰められるかなと心配しています。いいものを作って欲しいなということが一番です。

教育部長) アンケートですけど、12月からやるということですが、もう少し早く、例えば10月ごろ実施したほうがよいですか。懇話会が9月からですけど、この辺1回でできるかどうか。事務局で案を出しますけど、12月だとこれを待った中で2月、3月で決めるようになってしまいますので、例えばアンケートを10月から実施するなど、どうですか。アンケートはかなり重要な部分を占めると思います。

青山委員) そのアンケートの時期、今おっしゃったように、このアンケートの結果はとて懇話会の方向について重い部分だと思うんですね。ですから少し早くして、アンケートの結果の後に何度か懇話会の中で話し合う機会がないと、しっかりとした懇話会としての結論というのが出ないのではないかなと思います。もう一つ、構成員の中でも町長が家庭の食育についても話し合っしてほしいということをおっしゃっているというお話がありました。そういう意味では、家庭の食育というのは例えばどうあるべきだとか、そういう意見を懇話会の中で話し合うために、公募委員さんの中にそういうことに深いご意見のある方がいたらいいなとも思いますし、そういう方が無理なようでしたら、裏ページの7番のところでしょうか。「意見等の聴取について」という部分で、オブザーバーとして誰か呼んだりするとか、そういうこともあってもいいのではないかなという感想を持ちました。

委員長) アンケートを確かに早くやればいいんだけど、それまでにアンケートの中身を詰めて、一応懇話会に諮りますか。我々とか。それで早めることができるかどうかです。

学校教育課長) イメージとしては、1回目はなかなかそこまで行かないですから、10月、11月ぐらいでアンケートの内容をきめながら、11月頃、教育委員方や、政策会議などに、このようなアンケートをやるということを示した中で、実施するというスケジュールになっています。これをもう少し全体に前に詰めていかなければいけないということになるかと思います。

曾根田委員) 結構な作業が出てくると思います。

委員長) 大変だと思います。アンケートは、対象は中学生ですか、小学生ですか。

学校教育課長) 他の自治体を見ていると、保護者や、中学生、小学生までやっているところもあります。現在考えているところでは、より具体的なデータを収集するために、現在の中学生は、多分、中学校給食を実施する時には卒業している可能性が高いですので、現在、中学校給食をやっていないことについての感想を聞き、小学生の高学年においては、これから中学生に上がる際に給食が必要なのかどの意見を聞きたいということがありますから、やはり両方とも必要

ではないかと考えています。

大橋委員) そのアンケートの内容が問題ですよ。やるか、やらないかのアンケートの
ところの丸があった場合には、それでもう話がまるつきり変わってくるし。本当は、
きょう協議事項ではなくて、これ付議にして、やるか、やらないかって、本当は土台を
つくってやったほうが、懇話会にするにしても話しやすいと思います。この懇話会
で、例えば懇話会の人たちがやる方向でいいと思いますよと言った場合に、今度は
教育委員会で、「やっぱり要らない」となった場合、懇話会の人はどうなるのかとい
うことですよ。懇話会の話聞いてやるのであれば、やる方向でと言って、教育委員
会に話が上がってきた時に、定例会のときに付議になるだろうから、そのときに我々
がもしかしてやりませんという話になった場合に、懇話会の立場はどうなりますか。
今まで、僕の例で言うと、民間幼稚園誘致の検討会に出ていましたが、このような
場合の検討会というのはそれに向けての実施だから、話がまとめやすいというか、
見えやすいですよ。確実にそれに向かってやって、どういう方法でやっていくかとい
う方向性がそれで見えますから。例えばこの懇話会だと、食育について聞けとか、
食育に対しての勉強会を1回開かない限りは、懇話会の中で話も統一できないじゃ
ないですか。そこからやるのかと。どこからやるのかによってまるつきり違いま
すよ。例えば食育からでは、先生が来て、懇話会の中で講習会を聞いて、こうい
うことがいいですよっていろいろな情報を仕入れて、じゃあ、給食って必要だよ
ねとか、そっちの方向に行くとしても、我々と今度話が全然かみ合わなかった
場合は、困るじゃないですか。例えばそういう場合はどうするのですか。

学校教育課長) 今の大橋委員の言われたことは考えられます。いろいろ意見を聞いた
中で方向性が出てきた場合、違う結果になった時の対応等は難しくなると思いま
す。例えば当然懇話会では、給食の実施方法においてそのメリット・デメリット
を出しますので、実施にはどのくらいの費用が掛かるよとか、実施に対する
デメリットも話をした中で議論をする必要がある。アンケートでもコスト面の
デメリットを示した中でやっていかないといけない。要するに、やるためには
これだけのリスクがあるんですよというようなことを示した中で議論をしな
ければいけないと思うのですが、そういう中でも自校方式でやりたいという
ような答えになってしまうと、対応には難しい点も出てくると考えております。

大橋委員) そこまで出すのですか。自校方式とか、センターとか。

学校教育課長) 他の自治体のアンケートでも、やはり何種類か給食の実施方法を出し
てアンケートをとっているところもあります。平塚市では何種類か提示した中
で弁当方式みたいなものもいいというところで収まっているところです。ただ
平塚は、保護者ということではなく全体、全市民に聞いているので、保護者を
対象とすると、自校方式やセンター方式の完全給食が大きく伸びることも想定
できます。そうなった場合に、一つの意見に集約されてしまい、歯止めがきか
なくなってしまうことは、危惧しています。

曽根田委員) いろいろ言いましたが、我々も言いつ放しで終わっては無責任なので、
せっかく事務局が苦勞して作ったので、これは協議して、来月、付議事項とし
て出るのですか。

学校教育課長) 懇話会は要綱でやろうと考えております。要綱ですと、付議という形
にはなりません。

大橋委員) 最終的な決定は付議になるのでしょうか。

学校教育課長) 付議になります。その前にどうやっていくかなどは、協議事項で考えています。

大橋委員) これは協議事項で、出しました。では、これでやりますということだ。

曾根田委員) 了解しました。我々、結構強く言って、いろいろ言いつ放しで無責任になったら困りますので、折衷案ではないですが、各委員の方がおっしゃった非常に大変なボリュームのある作業になってくるのはわかっているはずなので、アンケートをとる時期や、人数は少し多いと思いますが、直してもらい、教育委員会の意見として、やり方の大筋はいいとして、あとの細かい所を本当にどうやっていくかというのをもう1回出してもらわないといけない。委員長にも相談で、いいと思うのだけでも、もう少し中身をきちっと、何をどういうことをやっていくかというのをつけてもらいたいと思います。

委員長) 今いろいろ委員から意見が出ましたので、それらを踏まえて、再度これをもう少し具体化したやつを出してもらえますか。どうですか。

学校教育課長) 8月の定例会がありますから、もう一度お出しすることは可能です。一点問題になるところは、公募委員が一応ここで広報を出しませんと8月末で後ろにまた1カ月ずれてしまうので、公募委員の人数だけは、今日、方向性を出して頂きたい。他はもう一度出すことは可能だと思うのですが、募集をかけてしまいますので、そこは議論いただきたい。

委員長) 案でいけば、事務局案は5名以内ということですがけれども、5名が多いんじゃないかという意見もありました。

学校教育課長) 以内ですから、そこはぼかしたところがあるんですけど、実際5名でなくてもいいわけです。

委員長) 若干名と言う表現はどうですか。

教育部長) 仮に5名といっても、青山委員が言われた食育に興味があるなどに限定しますと、手を挙げないとは思いますが。でも、3名なら3名ということで切ってしまうでもいいと思います。確かに5名は少し多いかもしれないです。これは先ほど課長が言ったように町長からもっと一般の人の意見を聞きなさいと、言われる可能性があります。確かに議会も、自治基本条例から町民の方は何人入れたのか。幼稚園の検討会時にも半分ぐらい、保護者が多かったが、公募もいました。そういったものもありますし、全体の半数ということで5名。数字合わせになってしまいますが、実際は、3名ということでもいいと思います。5名は確かに多いと思います。

曾根田委員) 基本条例ができたから云々じゃない。基本条例で言っている本質は、前から営みがあったもので、条例として目に見えるようになったんだけど、基本条例が目に見えたから云々ではなくて、延々と続いてきている営みの中でのものであって、だから、それができたから突然どうのこうのというのではなくて、今までもそういうふうやってきているのでしょうかという話ですよ。委員長に預けては失礼なのだけど、総体的に懇話会を設置していくのは、僕が異論はないので、あと、この文言についてはもう1回見てもらって、僕は「実施に向けて」ならいいかな。あとは、人数はちょっと多いと思う。公募するなら、5名なんて書かないで、数名と書くとかね。若干名といったら1~2名になるんですかね。

教育部長) 若干名と言ったら1～2名となります。

曾根田委員) 若干名でもいいですけど、ちょっと正直言って5名は多い。

教育部長) 若干名という言葉は公募では使わないと思います。職員採用などにはありますが、まだ大枠が決まってないということからです。基本的には委員会とか会議で公募を募りますから、ある程度、2人とか3人ということになります。

青山委員) この公募委員の資格というのは、例えばPTAに関係ない人とか、町の職員関係はだめなどありますか。

学校教育課長) 特にそこまでは規定してないです。PTAの方を増やしていますけど、例えばまたPTA推薦じゃなくて、それ以外で来たいという方も、当然来る可能性はありますので、特に決めていません。

大橋委員) 来たいと言ったってだめでしょう。作文を書くのでしょうか。それだけ熱いものを書けるかどうか、給食についてどれほど熱く語れるかですよ。それは僕が書いたっていいわけですから。

青山委員) 作文ということですね。

委員長) そうすると、その公募はいつ周知するわけですか。

学校教育課長) この末に出ます。

学校教育課長) 今月末に出る予定です。原稿は出ていて、あと人数だけ変えますという話になっています。仮に5名となっていますが、変わったときには差し替えるということです。

委員長) 広報で5名以内、今のところはそうなっている。その辺はどうですか。

大橋委員) よいのではないですか。多い少ないがあっても、3人しか来なかったら3人でしょう。

学校教育課長) 大勢来ても作文の内容を見て人数を絞ってしまうということも考えられます。

大橋委員) 以内だから、本当に熱い人かどうか。

学校教育課長) 5名来ても、2名でもいいかもしれないですし。

委員長) それでは、トータルで見てどうですか。設置の趣旨の部分の再確認ということと、組織の人数を少し検討して頂きたいです。それ以外では特によろしいでしょうか。基本的には、その2点の部分を検討していただいて、スケジュールも含めて、おおむねこれで了承という形でよろしいですか。

各委員) 異議なし。

委員長) では、今、各委員から出た意見を参考に、設置要綱等を作成した後進めることとなりますが、それでよろしいですか。

各委員) 異議なし。

委員長) では、よろしくお願ひしたいと思います。

協議事項第2号 大磯町立小学校等の給食食材の放射生物質濃度の測定について

学校教育課長) まず、一つ目の(案)ですが、神奈川県放射性物質濃度測定機器を活用(安全・安心のための学校給食整備事業)により実施するものです。町議会における一般質問において、この事業を活用していくと回答しているものです。測定方法等の内容については、実施時期としては9月からを予定しており、測定場所は厚木市合同庁舎分庁舎となります。測定・搬入方法等として

は、1回当たり4～5検体を給食実施の前日又は前々日に2～3kgを直接持ち込み、スクリーニング検査（レベル50Bq/kg、下限値25Bq/kg）を行うものです。食材の混合は不可となっており、1時間で1検体を測定し、レベルを超えた場合、ゲルマニウム半導体検査器検査による再検査が必要となります。結果については、県がホームページ等で公表することとなります。メリットとしては、検査費用が無料であり、基準値の設定や公表方法等神奈川県と実施市町が共通認識のうえ実施できることがあげられます。デメリット及び整備手続き等としては、配送料金の予算化、また配送に時間がかかる点と、測定結果が当日、使用する給食に間に合うかが現段階では疑問があり、毎日の測定はできないと考えております。またレベルを超えた場合、町が対応することで手続き等の整備が必要となります。次に二つ目の（案）ですが、独自で放射性物質濃度測定機器を購入し実施するものです。1例としては、真鶴町が1台約150万円で購入し実施しているもので、資料に写真も付けさせていただいております。測定方法等の内容についてですが、実施予定時期は補正予算等計上後購入するため現時点では未定です。在庫品が品薄となっており、納入までに3ヶ月程度かかることも聞いております。測定場所は学校に設置することとなります。2台購入し各学校に1台設置するか、1台購入の場合、どちらかの学校に設置することとなります。測定方法としては、真鶴町の例をとると当日使用する食材を毎日約5検体まで学校職員が直接スクリーニング検査（購入機器によりレベル、測定時間は別設定）を行うものです。野菜等事前に単品で検査し確認をするもので、食材の混合は行っておりません。またレベルを超えた場合の対応を別に検討する必要があります。結果については、町のホームページ等で公表することとなります。メリットとしては、当日使用する食材を検査できる点、基準値を独自に設定できる点、毎日検査を実施することで保護者の理解が得られる点があげられます。デメリット及び整備手続き等としては、検査機器の予算化2台の場合、300万円程度が必要となる点と測定方法（長時間の測定ができない場合）によっては、検査結果の精度（数値）が低くなることが考えられます。またレベルを超えた場合、町が対応することで手続き等の整備が必要となります。次に三つ目の（案）ですが、東海大学工学部原子力工学科へ依頼して実施するものです。町と大学との協定に基づき実施するもので、測定方法の精度としては一番高いものとなります。測定方法等の内容についてですが、実施時期としては9月からを予定しており、測定場所は東海大学工学部原子力工学科となります。測定・搬入方法等としては、1回当たり2.5kg以上をペースト状にしたものを事前に東海大学に直接持ち込み、ゲルマニウム半導体検出による検査（国の基準値の2分の1神奈川県の基準となる、50Bq/kg（予定））を行うものです。精度が最も高く検出下限値が1Bq/kg以下まで測定できます。食材は単体の他、混合も可能です。結果については、町のホームページ等で公表することとなります。メリットとしては、検査費用が無料であり、専門機関へ依頼することにより、精度の高い結果が得られるもので、一つ目の事業における再検査と同等の測定となります。また基準値を独自に設定できることがあげられます。デメリット及び整備手続き等としては、検査食材を入れるビニール袋等消耗品の予算化（小額）が必要な点、また精度の高い検査であるが、食材の量等で事前の測定ができるかが現段階では疑問であり、毎日の測定はできないと

考えております。(その後の栄養教諭との聞き取りの中で、事前に測定する時間及び量の確保は可能)また、基準値を超えた場合、手続き等の整備が必要となります。次に四つ目の(案)ですが、事前の測定を二つ目の(案)で実施し、事後の測定を三つ目の(案)で実施するものです。測定方法等の内容については、2と3を合わせたものとなります。事前の測定として真鶴町と同様に簡易に測定するとともに、事後の調査として東海大学により精度の高い測定で確認することとなります。メリットとしては、事前と事後で、2重に測定ができ、事前の測定により保護者の理解が得られるとともに、事後の測定では精度の高い測定結果により放射線物質濃度の確認ができることとなります。2のデメリットである検査結果の精度(数値)が低くなる点や3のデメリットである食材の量等で事前の測定ができるかが現段階では疑問であり、毎日の測定はできない点をそれぞれが補うこととなります。デメリット及び整備手続き等としては、検査機器の予算化2台の場合、300万円程度(1台の場合は150万円)が必要となる点があげられます。また、基準値を超えた場合、手続き等の整備が必要となります。なお、いずれの(案)で実施した場合も、食材については、予算化が必要となります。また東海大学による測定の場合は、放射性ヨウ素も測定に加える予定です。今後基準値を超えた場合の手続き等を協議することも必要と考えております。

(質疑応答)

大橋委員) まず、安心・安全で子どもたちが給食を食べるというのは一番大切なのですが、例えば2番の、自分のところでこの機械を真鶴みたいに買った場合に、誰が検査をするのですか。機械を動かすのですか。

学校教育課長) こちらにつきましては、真鶴町では学校の職員、栄養教諭さんか主任さんがやっています。検査の方法自体は、それほど難しくないみたいです。要するに野菜を粉々にして検査器具に入れて測定すると、パソコンに数値が出てくるといいますので、やり方を最初にメーカーの方から聞けばそれほど難しくないようです。

大橋委員) それで地産地消の話が出ましたが、地元の野菜は使っていますよね。それで、もし出てしまった場合には、農家なり何なりとどういうふうにしていくのですか。

学校教育課長) 今回、これはどういう検査方法でという協議をさせていただいていますが、放射線が検出されてしまった場合の対応については、国の基準は100ベクレルですが、神奈川県は50ベクレルとなっております。先ほどの案の1で実施した場合の基準が50ベクレルとなります。この場合ですと、100ベクレルから上に出してしまったものは、食べさせてはいけないものですから、それは納入業者の引き取りになると思います。では、75ベクレル出たらどうするかということについては、神奈川県では、それは各市町村で考えなさいというような取り扱いになっています。

他の案の2の独自の場合にしても、案の3の東海大の場合にしても、基準をどこに設けるか。国の基準の100ベクレルでいいのかということ、実施するに当たってまた決めなければいけない。また、放射線が検出されてしまった場合にはどういう扱いにするのか。例えば50ベクレルでやった場合に、40ベ

クレルだったらどうするのか、30ベクレルだったらどうするのか。案の3の東海大の検査ですと1ベクレル以下まで出てしまいますので、10ベクレルだったらどうするのかなど考えなければならない。議論する中においてこのような食材について原則は使う方向で話をしていますけど、新聞などを見ていると、基準を下回っていても、保護者の要望で出さないという自治体もあります。本町でも基準を、当然9月に向けて作らなければいけない。検査を実施した場合、地元食材で放射線が検出された場合どうするのか。検査して出てしまったものは当然公表されるので、それが出たことによって、農家に影響が出るという可能性は出てしまいます。それは子どもの安心という立場から言うとやむを得ないけれども、地産地消などの農政の立場からすると、大きな問題になります。あと納入業者には当然、9月の検査実施前に、8月終わりか9月初旬ぐらいに、納入業者を呼んで説明会を開催し、基準を説明し、検査に対する協力を依頼する中で対応はしていこうと考えております。今まで放射能は検出されないことがある程度前提というか、今まではずっと、流通しているものは安全だというのが原則になっており、そのような中で対応していたわけですが、現実に出てしまっているところもありますから、そのときの対応を考えなければいけないとは思っています。

大橋委員) もう1点。授業の中で、例えばお芋を育てたりしています。そういうものも検査してから食べてくださいよということにするのですか。それはこちらで決めるのか、学校で決めるのですか。

学校教育課長) 自分たちで農地を借りて、ジャガイモとかサツマイモとかをやらせて、それを芋煮汁とか幼稚園とかでもやらせています。そういうところで、当然、そういうものについても検査をすることは可能です。

大橋委員) でも、昨年度は生沢分校もみんな言ってましたよね。芋も幼稚園のところで焼き芋にして食べてしまったと。

学校教育課長) 幼稚園で今回、生沢分校へ行った時に生沢分校でつくったミカンを渡したら、それを持って帰った子どもの親から電話がかかかってきて、「その放射線はどうなっているんだ」みたいな問い合わせが来ています。

大橋委員) それは、やるとなったら、徹底的にそこら辺まで細かくやるしかないですよ。

学校教育課長) 当然、学校長と相談してやるような形になるかと思えますけど、学校長のほうで必要だという判断をするのであれば、それはやることはやぶさかではありません。

委員長) ほかにいかがですか。

青山委員) 3番の東海大学のことでですけど、これはもう事前に給食が実施される以前に、ちゃんと結果は出るということは間違いないでしょうか。

学校教育課長) こちらにつきまして、東海大ゲルマニウム半導体検出による検査というのは、一番精度が高いという中で、検査時間が1検体6時間かけるということです。今、東海大のほうには週1回2校分、保育園のこともあります。2校分ということで、週1回ずつやっていただけないかということをお願いしています。前日、6時間、午前中とかに搬入、できれば前々日ぐらいに搬入できればということで、そうすれば間違いなく午後には出るということは可能だというふうに考えております。

あとは、食材がいかに早く出せるものが入るかということですので、薬物が一番、直前になってしまうと考えております。ジャガイモとかタマネギなどは、前もって検査することは可能で、1回検査すると、一定期間は八百屋の倉庫の中にある様なので大丈夫であると考えております。要するに薬物が、前日、前々日に納入できるか心配しておりましたが、現在、仕入れている八百屋さんを確認してもらったところ、納入は可能であるというお話ですので、大部分の食材は事前に結果がわかると考えております。

青山委員) やはり保護者の不安を払拭するためには、検査して、なおかつそれを公表するというか、安全ですよということを伝えて、その後に食べれば一番保護者は安心だと思います。公表の手段など、スケジュールをしっかりと組んでやっていただけたらと思います。

委員長) その前に、今の意見について、それは可能なのですか。

学校教育課長) 当然、やるからには公表がうまくできなければいけませんので、最終的には結果通知というか、報告書で来ますけど、その前に、検出されませんでしたという検査結果は当然いただけますので、それとともにホームページにアップするとか、学校に連絡するということはできると考えております。

ホームページにアップするとともに、当日朝一番には学校の方に、夜連絡が来た場合は、学校に職員がいれば夜連絡しますし、無理でも朝一番には連絡できると思います。もし検出されてしまった場合、これを代替できるのかどうかという検討もしなければいけないと思いますから、当然学校の方と連絡を密にとらなければならないと考えております。この間も栄養教諭さんに集まって頂き、考え方を、共通認識を持ちましょうということでやらせていただきまして、そうなった場合の対応等、学校の方にも考えてもらわなければいけませんので。

青山委員) もし、出てしまったときの食材の差し替えなどいろんな手間が生まれますので、その辺も。

学校教育課長) その辺もルール化というか、基準化していかなければいけないと思います。当然、さっき言ったように、今回やるとなった後の基準をもう1回つくらなければいけない。

青山委員) その辺がまた大変な手間だと思うのですが、慎重にお願いしたいと思います。

委員長) いまは1、2、3、いずれでも可能だということですかね。

学校教育課長) 先ほど説明したように神奈川県のところは——ただ、多分、同じように食材が集められますので、そうすれば対応はできるのかなと、神奈川県のほうがですね。基本的には事前でやっていきたい。

曾根田委員) 先日、資料をいただいて、少し全員でブレストしたのですが、消去法でいくと2はないですね。

その前に、あのときブレストして帰って第3回の議事録を読み直しましたが、福島さんから議会報告があって、二宮議員の質問で、放射線調査の話で、基本的に県が実施する検査事業を活用しますと回答している。ただ、他の機関での検査も調査研究をしています。という話ですが、さらに機器購入は考えていませんと回答しているの、今言ったのは、そういう意味で2はないですねということなのです。議会で質問に対して、行政を含めて教育委員会もそうなのですが、議会で答弁をしているので、それで言うと1番で考えていけば、議

会の答弁は結構重いと思うのですが、1番で走るというイメージはあるのですよね。

学校教育課長) 議会のほうで答弁して、この東海大の話でなくて、5月ぐらいに、ちょうど6月にも質問を出していますけど、5月の終わりぐらいに東海大の検査が活用できるのではないかという話をいただいています。そういう中で、それまでの流れから言っても、3月の時は他に手段がなかったのも、神奈川県を検査をとりあえず活用していこうと、そういう回答をしていたと思います。

6月のときは、5月にその情報が入ってきましたので、研究していこうという段階でしたので、まだ具体的な名前は出さずに、県と、そっちもあるからそれも研究していこうと。そういう中では、当然、県の活用という方にまだ手を挙げていますし。ただ、検査の精度の問題、場所の問題を考えたときには、東海大の検査のほうの方がより優れているのかなというところは、その後試行もさせていただきましたので、そういうところでは実証ができています。今までの6月までの対応としては、東海大のパターンというのは、まだ具体的にになりかかったばかりの話ですから、その時にもありましたので、部長から臭わせてはいるのですが、その時までは県の方が、メインの考え方で進んでいたわけです。その後の試行の内容を見た中では再考する必要があるのではないかと。逆に今の事務局のほうでは、やっぱり3番の東海大のほうがいいのではないかというふうに考えております。

曾根田委員) 何て言ったかちょっと忘れましたが、議会答弁の中身というのは、正式な議論の場で、それが大磯町としての政策の合意の場なので、簡単には変えられないと思うので、ただ、今話されたように、その時期の時点での話になってくる。精度なり、いま言った県の状況とか、それ以後の出てきた、よりいい方法によって正当な理由があれば、前回の、例えば議運なり事前に話をして議会答弁についてはこういうふうに改善しましたという話で通ると思うのだけど、そういう意味では、その当時と比べて状況が変わって、そういう意味で再考して、よりいいものにしていこうというスタンスで臨むということですよ。

これが終わったら、また言わないといけないでしょう。前回も話したんですけど、さらに東海大と事前も可能などころもあるという話なので、3番でいいかなという気がしないでもないです。

大橋委員) さっき青山委員がおっしゃった、例えば何かの野菜から出てしまった場合、代替と言っていましたけど、その代替のやつも一緒にはかかってないと、出ました、代替をはかりますって、この時点でもう間に合わないですよ。その場合、どうするのですか。

学校教育課長) これも今、先進で真鶴さんがやっていますので、ただ、真鶴さんはまだ1度も放射線が検出されたことがないらしいです。「出たらどうするのですか」と聞きました。その場合に、代替がなければ抜いてしまうというか、使わなくて済むのであれば、それを使わないで一品落とすこともやっているそうです。ほかに代替のものがあれば代わりを入れる。なければ抜いてしまうそうです。

大橋委員) 例えばホーレンソウの何とか炒めにしたって、ホーレンソウがなくなってしまうたら、メインがなくなってしまうじゃないですか。そういうことですよ。

学校教育課長) これから9月までありますので、先ほど申しあげました代替でどうできるのか。できなかった場合どうするのかということ、この間、栄養教諭さんの方にもお話をさせて頂いていますので、その場合の現場での対応というのを検討していただいて、どういう内容ということについては、また協議を。8月にどういう内容で、何ベクレル出た場合は、例えば出しませんと。その場合よくあるのは、55ベクレル出たとかそういう場合に、その食材はどうするんだと。業者が引き取るのかとかいうものも問題としてあるのではないかと。国の基準から言えば流通できるのですが、県の基準を使った中で、そこは出せないというものになったときのグレーゾーンを、その食材が出てしまった場合には業者に引き取ってもらえるのか、それとも町が買い取らなければいけないのか、やっぱりいろいろ協議する課題というのか、ありますので、そういうのも町としての……を出していく。ちなみに真鶴さんは、そういう場合は買い取ると言っていました。

大橋委員) 一番あれなのは、これがまずメニューを決める時に、この食材を使うと大体出そうだなということによって、メニューが偏ってしまうことが一番嫌だなと思います。

学校教育課長) 今、献立の産地を公表しているのを見てみると、茨城産、千葉産あたりは意外と使われている状況がありまして、ただ、これからのを見てみると、それが大体北海道産に変わってくるのではないかとというような話も、この間栄養教諭さんと話したときにはありました。

さっき言いましたが、ジャガイモ、タマネギ類ですと、1回来たのではあれば、あと3週間か1カ月ぐらい同じ農協から来るような形になっていることで、1回確認できるのかなというのがありますし、あとは地域とか、検査するのも17都県ですか、放射線の影響があると言われてる17都県の食材をやっているのかなというようなことを、今事務局としては考えていますので、そういう中で仕入れ先のそういうあれも出てくるのかなと。ただ、うまく組み合わせながら、ほかの地域のところから取れないとか、部分的には代替……そういうようなことを考えてやっていくことになるのかなというふうには考えています。

大橋委員) じゃあ、おのずと品目って少ないですね。

学校教育課長) 一応あの後いろいろ調べていて、さっき言ったように、牛乳、米、シイタケ、やっていくと意外と少ない。魚は海外だし、というふうにやっていくと、野菜類の葉物、そういうものでやっていって、ジャガイモとかそういうのは1回やればある程度使えるというのがありますから、そうすると、さっき言った真鶴さんの場合、毎日そこまでやるだけのものが出てくるのかなみたいなもの、今、それをもう1回検証しようということで、メニューと産地とをこうやって見ながら、大体どのくらいでやっていけばうまく合うかみたいな研究をしようということで、担当のほうと今話をしているところです。

大橋委員) それを考えるとおのずと決まっちゃうね。一番正確なので、数少ない。

委員長) 今の話でいくと、3番目が、東海大のほうにお願いをすると。町と大学の協定というものもあるし、しかも、細かいデータまで出てくる。ただ、ここにないのは、当日使用するものについては間に合わないということになりますよね。当日の部分をはかるのであれば、2番の機器を購入しないといけないということなのですが、これも導入までにかかなり時間がかかるし、経費もかかるという

ことで、そういったことをトータルで考えると、どうですかね、3番あたり。あるいは3番でやってみて、様子を見て、また何か状況の変化があれば急ぎよ2番の機器を購入するといったところも視野に入れながら、ということではいかがでしょうか。ほかの委員の方はどうですか。

曾根田委員) それぞれメリット・デメリットがあるけど、基本的には、より精度の高い、よりデメリットの少ないという話になると、3番でとりあえず試してみる。場合によっては、1番の県の方も使う。これは随時使えるわけですか。

学校教育課長) 今、県のほうから調査が来ていまして、大体どのぐらいの頻度で使うかというのが来ています。それで、一応、ほかの自治体も当然入ってきますから、毎日できるというような状況にはならないと思いますので、週1回程度ということで今手を挙げていますが、実際、もし東海大のほうがうまく動くのであれば、1番のほうは手は挙げていますが、主流というか、ほとんど3番を使っていくのかなというふうに考えています。

曾根田委員) とりあえず登録しておいて、使わないことも可能であるから。

学校教育課長) その形にしておきたいなと思っています。

曾根田委員) 3と1を抱き合わせるかと思っているのですが、という意見です。

先ほど大橋委員もおっしゃったような、正常の場合にはいいのだけど、異常が出るような場合を想定して、異常系のときのQ&Aとか、そういうのを用意しておいてもらいたいですね。こういう場合はこうするとか。そういった案はつくっておいたほうがいいですね。

委員長) 出た場合の対応ですね。

学校教育課長) そうですね。さっき言ったように、Q&Aであるとか、基準であるとかいうのは、当然、やるに当たって学校と共通認識を持たなければいけませんから、そういうのをつくる必要があるというふうに考えています。

委員長) それでは、3番がメインで、1番あるいは場合によっては2番も視野に入れる。というのは、福島がこのままの状態であればいいのだけれども、万が一何かあったときには、やっぱり放射能に対する関心がさらに高まってくると思うので、2番をそういう状況が生じたときには考えなければいけないのかなというふうに思いました。今すぐしなければいけないということではないと思います。では、メインは3番ということではいかがでしょう。

学校教育課長) ありがとうございます。先ほど、曾根田委員が言われたように、議会のほうに、8月に福文か、そういうところは開いて頂いて、方向性について、先ほど言ったように変わってきていますから、説明もしていきたいと考えています。それと、福文の議員の方で真鶴を視察に行っており、2番の方法を意外と推している部分もあります。先ほど言った、米など、主食はやっていますし、いろいろなのをやっている、3番である程度のところはカバーできるのかなというような、もう一度きちっとした食材の入り方などを確認しますが、ある程度いけるのではないかというのが、私の率直な感想です。それをもう少し具体的に説明して理解を得たいなと思っています。

委員長) それでは、各委員からいただいた意見を参考に検査方法を決定した後、進めていくことになると思います。また、測定結果に基づく取り扱いの基準等についても、今後協議することとなります。よろしいでしょうか。それでは、よろしく願いいたします。

報告事項第 1 号 夏季企画展「東海道大磯宿 ― 小島本陣資料を読み解く ―」の開催について

郷土資料館長) 報告事項第 1 号、平成 24 年度第 2 回企画展『東海道大磯宿―小島本陣資料を読み解く』の開催についてご説明させていただきます。報告事項裏面の資料をご覧ください。今回の展示は夏季企画展として平成 24 年 7 月 21 日(土)から 9 月 9 日(日)まで 42 日間の開催を予定しております。展示内容は、江戸時代に東海道五十三次 8 番目の宿場であった大磯宿を題材としています。大名など権力者が宿泊した施設である「本陣」は大磯宿には 3 箇所が存在していました。3 箇所のうち歴史資料が残存する小島本陣についての古文書等の資料を中心に展示を構成します。刊行物については資料に添えてありますリーフレットを作成しており、また別途コピー等による展示解説等を作成・配布いたします。今回の企画展については 7 月号広報で紹介させていただいておりますが、リーフレットの関係機関への配布や H.P.での紹介により周知を図っております。また関連といたしまして、郷土資料館の新しい講座として、館所蔵の古文書を扱う、「古文書解読クラブ」を 8 月から開催いたします。

(質疑応答)

大橋委員) この前、テレビで大磯の海水浴場のことをやっていて、資料提供で大磯町郷土資料館と書いてあって、大磯に注目が来ていると思います。この古文書の解読にしても講師の方を招いて行うということですか。

郷土資料館長) 対応は郷土資料館の学芸員が行います。古文書につきましては古文書の裏打ちクラブというのをやっております、それで整理された資料が蓄積されておりますので、解読しながら資料整理を図っていく内容を予定しております。

委員長) 何時頃からですか。

郷土資料館長) 14 時から 16 時までを予定しております。

その他

教育部長) 次回の定例会は 8 月 15 日午前 9 時から本庁舎 4 階第一会議室で行います。

曾根田委員) 昨年、PTA 会費の不正利用の問題がありましたが、最近、ある新聞社が情報公開請求をして、高校の話ですが、PTA 会費の調査をして、神奈川県が一番少なく、年間、数千円で島根県は年間に数万円払っているそうです。この使われ方がエアコン設置費とか庭木の剪定とか黒板の張替えとか吹奏楽の楽器修理とかいろいろと使われているようですが、神奈川では学校教育法とか地方財政法、公立学校小中学校もそうですが、保護者に学校の経費を払わせるのは認めていないのですが、大磯小中学校ではいくらぐらいですか。

学校教育課副課長) 資料がありません。

曾根田委員) 急には無理ですよね。学校のいろいろなものに使われていると思いますが、改めてきちんと確認しておいてください。あと修学旅行費を集めています

よね。以前は修学旅行が終わってからも徴収していましたが、その辺もわからないですね。

学校教育課副課長) 年間で割って徴収しています。

曾根田委員) 使われ方を確認しておいてください。

大橋委員) PTA 会費のことですが不正に使っている認識はないです。バザーの収益とかを学校に寄附します。子どもたちが欲しがるもの、例えばウサギの餌など、そのようなもので不正に使っていることはないと思います。

委員長) 今のものはPTAの総会にかけているので合意の上ですよ。

大橋委員) そうです。ウサギの餌は子どもたちが欲しいということで買っています。不正にはやってないです。

曾根田委員) 今、申し上げたのは総会で全員合意の上で使っているものは良いのだけど、学校の修理とかに使っているとしたら、本来、こちらのお金でしょということをお願いしたい。

委員長) 基本的に施設の整備については教育委員会で行うことですので、そこまでやってもらうのはおかしいということですよ。

曾根田委員) ほかに、大津市教育委員会のことを受けて学校に指示されていますか。

学校教育課副課長) 昨日、経営者会議でいじめについて話をしました。通知につきましては文部科学省から通知が出てから別途行います。

委員長) すでに学校独自で対応されている学校はありますか。

学校教育課副課長) 経営者会議ではアンケート等を継続してやっていくという話がありました。

委員長) アンテナを高くして学校の対応を把握する必要がありますので、よろしくお願ひします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 8 月 15 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____